

# 給 与 規 程

特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク

令和6年6月15日

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (適用範囲)

この規定は、就業規則第 55 条に基づき、従業員の賃金等について定めたものである。ただし、パートタイム等就業形態が特殊な勤務に従事する者について、その者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

### 第 2 条 (賃金の構成)

賃金の構成は次の通りとする。

賃金

- ・基本給
- ・諸手当
  - ・通勤手当
- ・割増賃金
  - ・時間外勤務割増賃金
  - ・法定休日勤務割増賃金
  - ・深夜勤務割増賃金

### 第 3 条 (賃金締切日及び支払日)

賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日に締め切って計算し翌月 10 日(支払日が休日の場合はその翌日)に支払う。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は従業員(従業員が死亡したときはその遺族)の請求により、賃金支払日の前であっても既住の労働に対する賃金を支払う。

1. 従業員の死亡、退職又は解雇の場合
2. 従業員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、又は従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とする場合
3. 従業員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷する場合
4. その他やむを得ない事情として会社が認めた場合

### 第 4 条 (賃金の計算方法)

遅刻、早退又は欠勤などにより、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。ただし、この過程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りではない。

(2) 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計する。

(3) 賃金締切期間の中途に入社又は退職した者に対する当該締切期間の賃金は日割りで計算して支給するものとする。

### 第 5 条 (賃金の支払方法)

賃金は通貨で直接従業員にその金額を支払う。ただし、従業員の同意があった場合は従業員が指定した銀行口座振込とする。

## 第 2 章 基本給

### 第 6 条 (基本給)

基本給は、日給月給制とする。パート雇用は時給制とする。

#### 第 7 条 (基本給の決定)

基本給は、実施する事業、本人の能力、経験、技能及び職務内容などを勘案して各人ごとに決定する。

#### 第 8 条 (昇給)

昇給は、基本給について行うものとし、原則として毎年4月に技能、勤務成績が良好な者について行う。ただし会社の業績などを勘案してこれが困難な場合は昇給を行わないことがある。

### 第 3 章 諸 手 当

#### 第 9 条 (時間外勤務割増賃金、法定休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金)

所定勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務割増賃金を、法定休日に勤務した場合は法定休日勤務割増賃金を、深夜(午後10時から午前5時までの間)において勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務割増賃金	「時間単価＝月によって定められた賃金(基本給)／1か月の所定労働時間数」に25%割増加算
法定休日勤務割増賃金	「時間単価＝月によって定められた賃金(基本給)／1か月の所定労働時間数」に35%割増加算
深夜勤務割増賃金	「時間単価＝月によって定められた賃金(基本給)／1か月の所定労働時間数」に25%割増加算

- (2) 所定勤務時間を超えて、又は法定休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ時間外勤務割増賃金又は法定休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した割増賃金を支給する。
- (3) 前二項も割増賃金は、管理職には適用しない。ただし深夜勤務の割増についてはこの限りではない。

#### 第10条 (諸手当)

諸手当は、従業員に必要と認められた場合にその従業員に支給する。

##### 基準外手当

- ・通勤手当:通勤にかかる費用を移動手段と距離に応じて支給する。

#### 第11条 (年次有給休暇等の賃金)

年次有給休暇は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

#### 第12条 (臨時休業の賃金)

会社の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業1日につき平均賃金の100分の60以上を支給する。

#### 第13条 (退職金)

退職金は、なし。

以上